

オールふくしま経営支援対応資金融資制度要綱

1 目的

この制度は、オールふくしま経営支援事業を活用して策定された支援方針に基づき、経営改善に取り組む県内中小企業者に対して、必要な資金を導入し、経営の安定及び発展を図ることを目的とする。

2 方針

- (1) 県は、この制度の適切な運用を図るため、財政資金を取扱金融機関に預託する。
- (2) 取扱金融機関は、預託額の2倍を目標として融資を促進するものとする。

3 要領

(1) 取扱金融機関

県内の普通銀行、信用金庫、信用組合、株式会社商工組合中央金庫、ふくしま未来農業協同組合、福島さくら農業協同組合、夢みなみ農業協同組合、東西しらかわ農業協同組合及び会津よつば農業協同組合

(2) 融資の対象

県内に事業所を有する中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ）で、オールふくしま経営支援事業を活用して策定された支援方針に基づいて経営改善に取り組む者。

(3) 融資の条件

① 資金使途

運転資金、設備資金

経営の安定に必要な範囲において、既存借入金の借り換え、既往債務の弁済費用を対象に含めることができるものとする。但し、保証付き借入金以外の借入金については、信用保証協会が認める対象の範囲内とする。

② 融資限度額

運転資金 5,000万円

設備資金 1億円

運転資金と設備資金を併用する場合は、1億円を限度とする。

③ 融資期間

15年以内（うち据置期間1年以内）

④ 返済方法

一括又は分割返済とする。

- ⑤ 融資利率
固定 年 1.5% 以内
- ⑥ 保証人及び担保
法人、組合の場合 原則として連帯保証人 1 名以上とし、必要により担保を徴する。
個人の場合 必要により連帯保証人、担保を徴する。
- ⑦ 信用保証料
必ず保証協会の保証付きとする。（責任共有制度対象）
信用保証協会が定める基本保証料率に応じて、融資額に対する年間の信用保証料率を下記のとおりとする。

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証協会 基本保証料率 (責任共有保証料率)	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
県制度信用保証料率 (政策目的制度)	1.05%	0.95%	0.80%	0.65%	0.55%	0.50%	0.40%	0.20%	0.05%

ただし、信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年 0.1%、有担保保証は年 0.1%それぞれ割引いた料率が適用される。

- (4) 融資取扱期間
随時
- (5) 損失補償
本資金の融資を受けた者が返済不能となり、信用保証協会が代位弁済をしたときは、県は別に締結する契約により、信用保証協会に対して損失補償を行う。
- (6) 申込み及び報告
融資を受けようとする者は、経営改善に向けて地域サポート委員会又はオールふくしまサポート委員会による検討を受けたことが分かる資料の写しを添えて、取扱金融機関に対して申込みを行うものとする。
なお、上記資料がない場合は、県商工労働部経営金融課に証明願（様式第 1 号）を提出し、貸付対象である証明を受けてこれに替えるものとする。
取扱金融機関は、すみやかにこれら必要書類を保証協会に提出するものとする。
保証協会は、毎月 10 日までに前月分の融資実績を知事に報告するものとする。

4 その他

- (1) 知事が必要と認めたときは融資申込者若しくは融資を受けた者又は取扱金融機関若しくは信用保証協会に対し、所要の調査を行い又は指示することができるものとする。

(2) 融資原資については、当該年度の予算の範囲内とする。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正前のオールふくしま経営支援対応資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正前のオールふくしま経営支援対応資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱3(3)⑥についてはこの限りではない。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正前のオールふくしま経営支援対応資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱3(3)⑥についてはこの限りではない。